

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特別用途地区の変更（京都市決定）

(新) _____下線が変更箇所
都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
<u>らくなん進都産業集積地区</u>		
<u>第一種地区</u>	約 52 ha	
<u>第二種地区</u>	約 161 ha	
<u>第三種地区</u>	約 29 ha	
<u>第四種地区</u>	約 79 ha	
<u>合 計</u>	約 321 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、らくなん進都において、本社オフィスや生産、研究開発、物流施設等、京都にふさわしい産業の更なる集積を図るため、平成27年12月に定めた「らくなん進都鴨川以北産業集積地区」を「らくなん進都産業集積地区」に変更し、区域を拡大するものである。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
特別用途地区の決定（京都市決定）

(旧) _____下線が変更箇所
都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
<u>らくなん進都鴨川以北産業集積地区</u>	約 175 ha	
<u>合 計</u>	約 175 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、新しい京都の活力を支えるものづくり拠点として、駅周辺の利便性をいかし、ものづくり機能の更なる集積と高度利用化を図るため、らくなん進都鴨川以北産業集積地区を定めるものである。